

東日本大震災に関する要望書

全国市議会議長会は、東日本大震災に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成27年7月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 岡 下 勝 彦
(高松市議会議長)

全国市議会議長会社会文教委員会
委員長 尾 山 信 義
(山陽小野田市議会議長)

目 次

東日本大震災からの復旧・復興に関する要望……… 1

【第91回定期総会議決事項】

東日本大震災からの早期復旧・復興に関する要望… 4

原子力発電事故災害への対応に関する要望……… 10

第91回定期総会議決事項

東日本大震災からの復旧・復興に関する要望

東日本大震災の発生から4年以上が経過した。被災自治体においては、今後の迅速な復旧・復興に向けて懸命の努力が行われているものの、ライフライン・公共施設の復旧、被災者の生活再建や地域産業の再生等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染問題への対応など、解決すべき困難な課題が数多く山積している。

発災以来、我々全国の市では、それぞれ被災地に対しでき得る限りの支援を行ってきたところであり、被災地の一日も早い復旧・復興に向け、更に全力で支援を行っていく決意である。

国においては、種々の支援策の実施により被災地の復旧・復興に尽力されているところであるが、早期復興の実現に向け、被災地の要望をより一層丁寧にくみ取り、被災地の立場と視点に立った迅速かつ柔軟な対応を講じていくことが重要である。加えて、施策の具体的運用に当たっては、被災自治体が地域の実情に応じた各般の事業を主体的かつ有機的に実施することができる、自由度の高い、効果的な内容とすることが必要である。

よって、国においては、全ての国民が念願する被災地全体の一日も早い復旧・復興の実現に向け、国の総力を結集することにより、下記の事項を中心に、更に万全の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

- (1) 復旧・復興事業予算の総額を確保するとともに、集中復興期間の延長と、被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を可能とするなど、継続的な支援措置等を講じること。
- (2) 被災者の生活再建に向けて、抜本的な雇用対策、被災者生活再建支援制度等の拡充など支援策の充実強化を図ること。

- (3) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧、被災地における水産業及び関連産業の復興、被災農地の復旧、地元企業や商店街の早期復旧等、地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。
- (4) 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大を図るとともに、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等に係る対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (5) 被災自治体における生活保護、介護、医療について、被災地の実情に応じた十分な支援措置を講じることにより、被災者に対する社会保障の充実強化を図ること。
- (6) 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点病院整備等、被災地域の医療機関に対し、万全の支援措置を講じること。
- (7) 地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援措置を講じること。
- (8) 被災市街地復興土地区画整理事業について、補助対象を拡大することや現行補助率を嵩上げすること等の特例措置を講じること。

2 原子力発電所事故災害への対応について

- (1) 原子力発電所事故災害への対応に向けた継続した財政支援制度の確立を図るなど、復旧・復興の加速に向けた予算の確保等に努めること。
- (2) 被災自治体除染実施計画を確実に推進するため、除染対策事業交付金の財源を十分に確保するとともに、除染作業の更なる加速化を図るための万全の措置を講じること。
- (3) 一時保管されている除染土壤を早急に搬出できるよう、中間貯蔵施設の整備を強力に推進するとともに、最終処分に至るまでの詳細なロードマップを作成するなど、国が主体的かつ積極的に取り組む

こと。

- (4) 福島県内原子力発電所全基廃炉に向けた取組について、国が責任を持って前面に立ち、国内外の英知を結集し、着実な廃炉作業に向け、国及び東京電力株式会社において総力を挙げて取り組むこと。
- (5) 健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制の構築を図るとともに、その費用の全額を国が負担するなど、被災者の健康不安の解消について、万全の措置を講じること。加えて、医師や看護師の確保のための特別な措置を早急に講じるなど、救急医療も含め健康管理体制の整備に更に積極的に取り組むこと。
- (6) 原子力発電所事故災害からの産業の復興と再生に向け、各種検査技術等の確立や支援制度の拡充など、十分な支援策を講じること。加えて、国内外における日本産農水畜産物等の信頼回復に向けた風評被害対策を早急に講じること。
- (7) 被災地域の復興・再生のために極めて重要な道路交通網等のインフラ整備について、早期着工及び事業促進を図るなど、必要な措置を講じること。
- (8) 原子力発電所事故の発生に伴う損害について、風評被害も含め、適切で迅速な賠償が行われるよう、国の責任において万全の対策を講じること。
- (9) 避難指示区域等への支援について、避難者の帰還に向けた生活の再建や心のケア等に必要な支援を行うとともに、地域の復興・再生に向けた取組に対し十分な支援を行うこと。

以上決議する。

平成27年6月17日

全国市議会議長会

東日本大震災からの早期復旧・復興に関する要望

東日本大震災の発生から4年以上が経過し、被災自治体においては迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、解決すべき課題が数多く山積しております。

国においては、発災以来、国難とも言うべき大震災からの復旧・復興に向け、種々の支援策が実施されておりますが、復興の進捗が遅れることがないよう、被災地の要望を丁寧にくみ取り、迅速かつ柔軟な対応を講じることが重要であります。

つきましては、被災地全体の一日も早い復旧・復興が実現されるよう、下記の事項について特段の措置を講じていただきますよう強く要望いたします。

記

1 復旧・復興事業予算の総額確保と実態に即した財政支援等

- (1) 今回の大震災により未曾有の被害を受けた被災自治体においては、復旧と再建に向けた様々な事業と膨大な事業費が生じていることから、その状況を踏まえ、集中復興期間の延長と被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図ること。
- (2) 被災自治体における公的資金等からの既存債務について、被災した公共施設等（病院含む）に係る借入金の特例的な償還免除等、負担軽減措置を講じること。
- (3) 地方公営企業災害復旧事業債を含む地方債の償還期間の延長や資本費平準化債制度の更なる拡充等、下水道事業における資金不足対策を講じること。
- (4) 災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。
- (5) 平成27年度に一般の措置に移行される津波被災区域における固

定資産税及び都市計画税の所要の措置（市町村長が指定する区域において課税免除することができる特例）について、災害危険区域の指定が解除されるまでの期間は、所要の措置の継続を図ること。

- (6) グループ補助金について、資材価格の高騰などの理由により復旧工事等を着手又は完了できない事業者も想定されることから、計画内容の変更に応じた、柔軟な対応をされるとともに、グループ補助を活用し本設再建を目指す事業者が、実際に事業着手の目途が立った時点で補助制度が活用できるよう、平成27年度以降の制度継続を早期に明示して頂くとともに、採択案件分の予算を基金化するなどし、各事業者が必要とする時期に交付されるよう、被災地の実情に合わせた安定的な制度の運用を講じること。

2 被災者の生活再建支援等

- (1) 被災者の生活再建に向けて、被災者の就業先確保に必要な措置を講じるほか、長期的継続雇用となる事業の創設等、抜本的な雇用対策を講じること。
- (2) 被災者の生活基盤回復のため、被災者生活再建支援制度等の拡充や宅地の復旧、二重ローン対策等最大限の支援策を講じること。
- (3) 被災者の集団移転に関し、被災者それぞれの移転先や居住形態等の希望に柔軟に対応できるよう、更なる制度の拡充・弾力化を図ること。
また、仮設住宅団地の集約化に伴う仮設住宅間の転居に関し、状況に応じて必要な費用措置を講じること。
- (4) 被災者の生活再建に向け、被災前の所有財産の評価（固定資産課税台帳）に基づいて補償等を行うことができるような制度改善を図ること。
- (5) 被災市街地復興土地区画整理事業について、補助対象を拡大することや現行補助率を嵩上げすること等の特例措置を講じること。

3 地域産業の復旧・復興に対する支援

- (1) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧や地域経済の回復・復興を速やかに進めることができるよう、当該施設等に対する国庫支出金制度を創設すること。
- (2) 被災地における水産業及び関連産業の復興のため、被災地の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、復興交付金の柔軟な運用等、被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。
- (3) 地元企業や商店街の早期復旧に向けて、施設・設備等の復旧・整備に対する補助制度の継続や予算枠の拡大、当面の事業継続等に資する金融・税制措置を講じること。
- (4) 地域の賑わいや交流を促進するための施設整備、企業誘致のための工業団地など地域の復興再生を進めるための拠点整備に対する強力な財政支援制度を創設すること。
- (5) 被災農地では、いまだに水没し、復旧に時間を要する地域があるため、農地の瓦礫撤去への国の助成措置を継続すること。
- (6) 農地の復旧が遅れ、営農再開ができていないため、東日本大震災被災農家経営再開支援事業の事業期間を延長すること。
- (7) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金において、外部審査委員会の評価によって補助率が変動することなく、地域ごとに示されている上限補助率で固定するという、企業が投資しやすい制度設計とすること。

4 公共施設等の復旧・再整備

- (1) 被災自治体の甚大な被害及び復旧・復興に向けた多額の財政需要があることから、各種の災害復旧補助制度にかかる補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等にかかる対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (2) 公共施設等にかかる災害復旧補助制度については、この間、各府

省において事務手続きの簡素化が進められているところであるが、その趣旨が実務に十分反映されるよう、引き続き各関係機関への周知徹底を図ること。

- (3) 地域コミュニティの再構築を始め、健全な市民生活の維持に欠かせないコミュニティ施設、文教施設、医療施設、社会福祉施設等の復旧について、その設置主体の如何を問わず、既存の枠組みにとらわれない柔軟かつ十分な財政措置を講じること。
- (4) 被災地の汚水処理施設において暫定処理により増加する費用に対する支援制度を創設するとともに、被災自治体の財政や下水道利用者の負担軽減を図るため、公共土木施設災害復旧事業として、地盤沈下等で既存の場所に復旧できない場合の移転復旧も土木施設災害復旧事業に認める等、原形復旧の原則に捉われない柔軟な運用をすること。
- (5) 災害復旧事業における事業実施期間について、被災規模が甚大であることや復旧工事施工者の決定に時間を要することなどから、原則3か年に捉われない柔軟な運用をすること。

5 被災者に対する社会保障等

- (1) 復旧・復興に向けた膨大な財政需要が見込まれる被災自治体において、今後生活保護世帯の急増が見込まれることを考慮し、時限的に生活保護経費の全額を国庫負担とする等財政措置を講じること。
- (2) 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、介護給付費負担金について、国の負担割合を30%に増やし確実に配分するとともに、制度改革に伴い必要となる経費について十分な助成措置を講じること。
- (3) 財政支援が必要な保険者に対しては、それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について国庫負担分とは別枠での財政措置を行うなど、適切かつ十分な財政措置を講じること。

- (4) 介護分野において質の高い人材を安定的に確保できるよう、介護従事者の処遇改善に向けた更なる措置を講じること。
- (5) 給付費の増加等による保険料の上昇を踏まえ、低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において適切な財政措置を講じること。
- (6) 東日本大震災は甚大な被害をもたらし、住宅再建等の復興には時間をする。被災者の多くが未だに応急仮設住宅等での生活を余儀なくされており、避難生活の長期化は、生活不活発な状態が増え、生活習慣病の重症化による医療費の増加が危惧される。
震災からの復興を進める上で、生活再建を支える被災者の健康維持が重要であることから、被災3県の市町村国保に対する追加財政支援の延長措置を講じること。
- (7) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要な支援措置を講じること。

6 医療機関に対する支援等

- (1) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。
- (2) 被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、被災自治体に負担を求める国庫助成制度を創設すること。
- (3) 震災後の地域医療復興対策として、地域医療再生基金については、被災地の医療実情に応じた対応が可能となるよう使途の弾力化、基金の増額措置等制度の拡充を講じること。

7 今後の防災対策等

大規模かつ広汎な地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、買い取りを行うとともに、被災自治体が行う嵩

上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援を行うこと。

また、地盤沈下に伴う雨水排水対策として排水機場の増設等や、その施設が完工するまでの応急対応に必要な経費についてその全額を国において負担し、対処すること。

原子力発電所事故災害への対応に関する要望

東日本大震災及び原子力発電所事故の発生から4年以上が経過しましたが、いまだに、多くの住民が避難生活や放射能におびえる生活を余儀なくされております。

被災自治体においては、一日も早い安全・安心の回復と住民生活の安定を図るため、復旧・復興の取り組みを鋭意進めておりますが、除染や賠償、住民の健康管理、風評被害の払拭など、喫緊の課題も山積しております。

東日本大震災及び原子力災害は、世界で初めての事例となる災害であるという考えに立ち、迅速かつ柔軟な対策を講じることが必要であり、被災者一人ひとりの立場と視点に立ち、きめ細やかな対応が求められております。

つきましては、下記の事項について特段の措置を講じていただきますよう強く要望いたします。

記

1 復旧・復興の加速に向けた予算の確保等について

- (1) 東日本大震災復興交付金、社会資本整備総合交付金（復興枠）、震災復興特別交付税などの特別な財政支援については、平成27年度までとされている集中復興期間以降も継続し措置するとともに、これらの財政支援について被災地の実情に合った対象事業の拡大や弾力的な運用が可能となるよう制度を拡充すること。
- (2) 福島県内の各自治体は、福島県市町村復興支援交付金制度を活用し、風評被害払拭に向けた対策を講じているが、その原資には限りがあることから、継続した財政支援制度の確立を図ること。
- (3) 地域の賑わいや交流を促進するための施設整備、企業誘致のための工業団地など地域の復興再生を進めるための拠点整備に対する強力な財政支援制度を創設すること。
- (4) 被災者受入れ自治体においては、人口の増加に伴い行政運営経費

が増嵩し、財源確保が重要課題となっているので、引き続き受入れ自治体の実態把握に努め、継続した財政措置を講じること。

また、自主避難者受入れ自治体に対しても、十分な財政支援を講じること。

- (5) 除染を必要とする全ての地域が原子力発電所事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除とともに、原子力災害に伴う市税等の減収分の全額については国が財源補填を行うこと。
- (6) 避難指示等の対象地域においては、国民健康保険税、介護保険料の減免及び一部負担金等の免除について、市民が安心して生活できる環境が整備されるまでの間、支援の継続と避難指示等の対象区域の区分けによらない同一市域内全域の減免・免除に向けさらなる拡充を行うこと。

2 除染の推進・汚染廃棄物等の処理について

- (1) 被災市町村が策定した法定計画である除染実施計画を遅滞なくかつ確実に推進するため、除染対策事業交付金の財源を十分に確保すること。
- (2) 迅速かつ効果的な除染を進めるため、環境省の「除染関係ガイドライン」へ、国や県、市の実証試験等による有効な新しい除染手法を隨時反映させ、さらに新しい除染手法や追加的な除染について市町村が柔軟に対応できるよう、除染実施の運用方針を見直すとともに、除染経費に対する財政措置の対象範囲を拡充すること。
- (3) 池沼、河川、山林や農地の除染手法に関する調査研究を強化し、除染により発生する廃棄物の減容化技術も含め、効率的で効果的な除染手法の早期確立と除染経費に係る財政支援について責任を持って対応すること。
- (4) 側溝や道路などにおいて、堆積物の除去による低減効果は明らかであるため、空間線量率の判断に関わらず除染対象とし、その除染経費についても財政措置の対象とすること。

- (5) 国道も含め国が管理する施設について、市が行う生活空間の除染に遅れることなく、速やかに除染を実施すること。
- (6) 除染作業実施後も施工場所によっては、放射線量の低減がみられないところもあり、目標線量毎時0.23マイクロシーベルトを上回る施設や住宅、その周辺地、さらにはホットスポット等について、目標線量を下回るまで、再除染の対象とすること。
- (7) 被災自治体において除染を加速するための技術職員が大幅に不足している現状に鑑み、この実情を的確に把握し早急に必要な人的支援を行うこと。

3 中間貯蔵施設の早期整備と除染土壌等の早期搬出について

- (1) 住民はいまだに放射線への不安を抱えながら生活している状況にあることから、自宅等現場での保管や仮置場で一時保管をしている除染土壌を早急に搬出できるよう、福島県と連携して中間貯蔵施設の整備を強力に推進するとともに、安全かつ迅速な搬出を行うため、十分な調整を図ること。
- (2) 中間貯蔵施設の整備にあたり、建設候補地のほか、仮置場の設置地域や輸送経路上の地域等に対しても、輸送の時期や方法などについて説明責任を果たすこと。
- (3) 町内会・PTAなどが実施した福島県線量低減化支援事業により発生した除去土壌について、早期に全量を中間貯蔵施設へ受け入れること。
また、その除去土壌等の積込場の確保・運搬経路等について早急に検討し、関係市町村と十分協議したうえで、早期搬出に向けた体制を構築すること。
- (4) 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に際し中継拠点となる積込場の設置について、国有地の提供など積極的に支援を行うこと。
- (5) 国が実施した除染箇所の除去土壌等の輸送について責任を持って対応するとともに、市町村が実施した除染箇所の除去土壌等の仮置

場等から積込場までの輸送についても最大限協力すること。

- (6) 最終処分に至るまでの詳細なロードマップを作成するなど明確な方針を示し、住民への周知を徹底すること。

4 原発廃炉に向けた取り組みについて

長きにわたる廃炉作業の過程においては、さらに高度な技術を求められることが想定されることから、国が責任を持って前面に立ち、国内外の英知を結集し、福島県内全基の着実な廃炉作業に向け、国及び東京電力株式会社において総力を挙げて取り組むこと。

5 放射線に対する住民の健康管理について

- (1) ホールボディカウンタによる内部被ばく検査、ガラスバッジ、甲状腺のエコー検査、血液検査等、健康異常が早期発見できる徹底した長期的な放射線に対する健康管理体制の構築を図るとともに、人件費を含むその費用の全額を国が負担すること。
- (2) 甲状腺検査について、検査結果の客観的妥当性を確保する必要があることから、国において、全国規模の詳細な比較調査を実施すること。
- (3) 子どもの被ばく量低減対策として行う移動教室の実施や、屋内遊び場の設置に対し十分な支援を行うこと。
- (4) 国等の支援による特色ある放射線教育事業については、子ども・被災者生活支援法（略称）への移行も含め、事業継続のための支援措置を講じること。

6 保健・医療体制の整備について

- (1) 東日本大震災及び原発事故は、福島県の医師不足に拍車をかけ、医師、看護師等の医療従事者の流出により、健康管理体制において、これまで以上に深刻な状況をつくり出しているので、医師や看護師の確保のための特別な措置を早急に講じるなど、救急医療も含め健康管理体制の整備にさらに積極的に取り組むこと。
- (2) 福島県が実施している、18歳以下の県民に対する医療費無料化については、長期継続が必要であり、その財源である県民健康管理基金が枯渇することのないよう財政措置を講じること。

7 産業の復興と再生について

- (1) 安全な農水畜産物を提供するため、効果的な放射性物質吸収抑制技術を確立するとともに、吸収抑制対策に係る支援の継続と補助対象資材の拡充を図ること。
- (2) 福島県の特産品である「あんぽ柿」は、放射能災害により商品の出荷に際し放射性物質検査を必要としているが、現在の非破壊検査機は一部の包装形態しか測定できず本格的な出荷の障害となっているため、全ての包装形態に対応できる高性能な検査機の早急な開発に向け支援を行うこと。
- (3) 農林水産省、文部科学省、総務省など関係省庁が連携を図り、福島県の安全性をPRし、グリーン・ツーリズムをはじめとした教育旅行の回復に係る支援を講じるとともに、福島県並びに東北地方への誘致を図ること。
- (4) 再生可能エネルギーや新エネルギー等の研究及び利活用に関する事業について財政的な支援の拡充を図るとともに、国庫補助業務に係る事務手続き等の簡素化に努めること。
- (5) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、申請期限の柔軟な対応を図るなど、事業者が利用しやすい制度の拡充に努めること。

- (6) 国内外における日本産農水畜産物等の信頼回復に向けた風評被害対策を早急に講じること。

8 道路交通網等のインフラ整備について

- (1) 地域高規格道路・会津縦貫南道路の整備は福島県復興計画にも位置づけられており、国直轄権限代行事業の採択による早期着工及び事業促進を図ること。
- (2) 磐越自動車道は、東日本大震災において復旧支援や支援物資の重要な搬送ルートとして大きな役割を果たし、今後の東北地方復興を支える重要な物流経路であることから、暫定2車線区間である会津若松IC～新潟中央JCT間の早期完全4車線化と、年間を通じて安全で円滑な通行を確保するため、濃霧や風雪、除雪に対する十分な安全対策を講じること。
- (3) 福島県浜通り地方の復興・再生のために極めて重要な路線である常磐自動車道について、今後、除染作業や廃炉作業が本格化することから、現在暫定2車線である本路線のさらなる拡充・強化を図る必要があるため、いわき中央IC以北の4車線化を早期に図ること。
また、東北中央自動車道・相馬福島道路については、復興支援道路として鋭意工事が進められているが、平成28年度以降も復興予算の継続拡充を図り、早期の全線開通を図ること。
- (4) 主要地方道路県道原町二本松線は、中間貯蔵施設の完成後、中通りからの除染廃棄物運搬のため、交通量が増加することが想定されるほか、災害時における支援物資の運搬や緊急車両の通行、避難路として重要な役割を担うものであるが、県道原町二本松線の国道349号から国道114号の区間の一部がいまだ未整備であり、幅員が狭いで、かつ、屈曲する箇所が多数あり、大型車両がスムーズに通行できず、一般車両同士でもすれ違いが困難な状況であることから、国及び県の責任のもと、早期に改良工事を行うこと。

- (5) 震災による影響で、更に厳しい経営状況に陥っている第三セクタ一鉄道に対しては、経営安定に資する手厚い支援策を経営支援計画に盛り込み、財政支援を講じること。
- (6) 水道が未普及のため井戸水を飲料水として使用している地域について、放射性物質による水質の不安を解消するために水道施設の整備を実施する場合、その事業に要する費用は全て国が負担すること。
- (7) 災害時に強い情報通信体制を構築し、住民の安全確保と情報提供を行うこと。

9 原子力損害賠償の確実な実施について

- (1) 原発事故の発生により、個人・法人及び自治体が被った全ての損害に対し、東京電力株式会社が適切で迅速な賠償を行うよう強く指導すること。
- (2) 市民や企業が自ら行った除染費用については、東京電力株式会社が全額賠償するよう、国の責任において強く指導すること。
- (3) 原子力損害の賠償に関する法律第3条に基づく各被災自治体による損害賠償請求については、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に基づき完全賠償とするよう、東京電力株式会社に対し強く指導するとともに、早期解決に向けた積極的な措置を講じること。
- (4) 被災者が公平に賠償を受けられるよう、原子力損害賠償紛争解決センターでの和解仲介のこれまでの事例を、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針において賠償の基準として明確に盛り込むよう求めること。
- (5) 原発事故により風評被害を受けた観光業者及び商工業者や、農産物の出荷制限や風評被害など全ての損害について、補償内容及び手続きを明確にするとともに、迅速かつ適正な賠償を行うよう、東京電力株式会社に対し強く指導すること。
- (6) 原発事故によって生じた税収の減少分について、目的税はもとより固定資産税を含む普通税も確実に賠償を行うよう東京電力株式会

社に対し強く指導すること。

10 避難指示区域等への支援について

- (1) 住民が安心して生活できる環境が整備されるまでの間、高速道路無料措置の延長を行うこと。

また、避難指示区域等に指定されている地域と指定されていない地域が混在している市においては、全ての避難者が無料化措置を受けられるよう、対象範囲を拡大すること。

- (2) 特定避難勧奨地点の指定が解除された地域の安全・安心を確保するため行う放射能対策や生活環境の改善、産業の振興、雇用の創出など、避難者の帰還と地域の復興・再生に向けた取り組みに対し十分な支援を行うこと。

- (3) 自主避難者の住宅支援について弾力化を図るとともに、帰還に向けた生活の再建及び心のケアに必要な支援を行うこと。

